

No.9

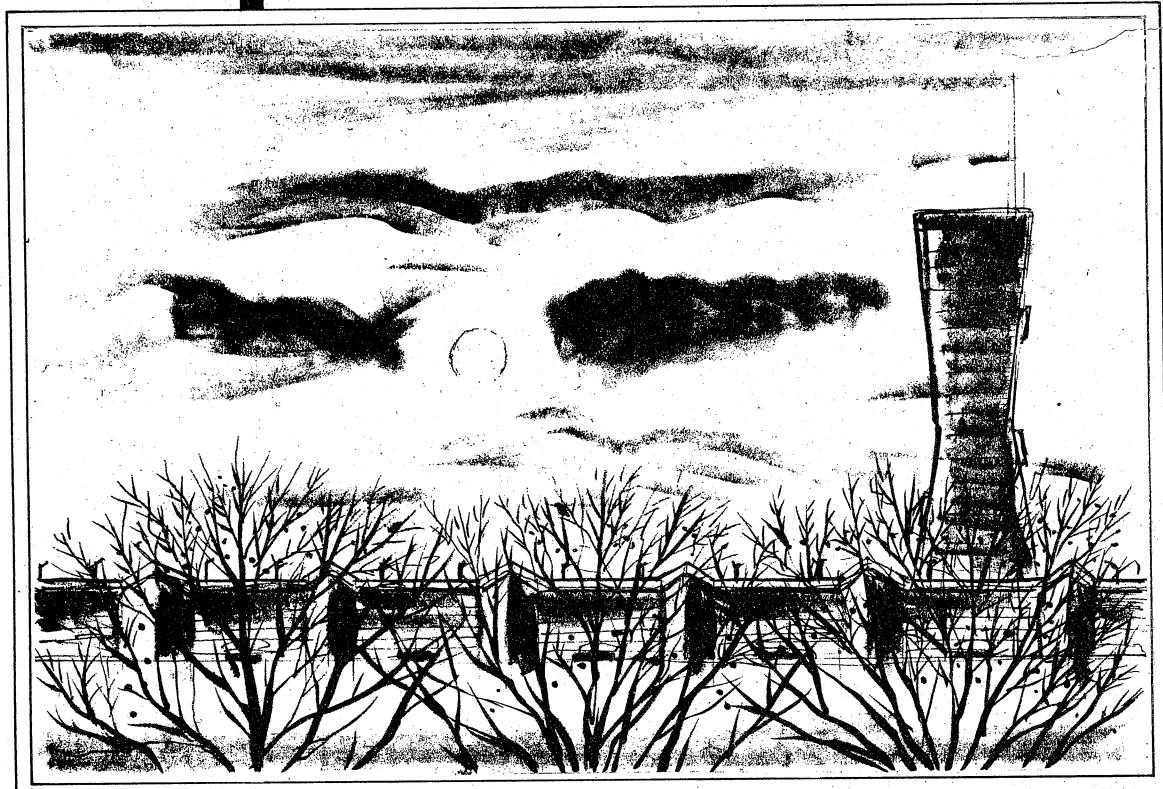
FUH・SETSU 1983. 1/15

●2.14 最終弁論公判へ傍聴結集

しよう!

●共謀共同正犯論の治安維持法的

予防弾圧の悪法性を訴える



イラスト・羽原起興

塩見救援会月報

「風雪」読者の皆さん！一九八三年も明け、いよいよ塩見裁判も終盤戦へと明かっています。

獄中で十四年目を迎えた塩見氏からは、「終盤戦を掉尾（えうび）の時期として闘い、物事にありがちな龍頭蛇尾を克服しなければなりません」という檄が寄せられています。

私達も、年頭にあたって、これを自らの戒めにしていきたいと思います。掉尾の時期とは、「泳いでいる魚が沈むまぎわにはげしく尾を振り動かすこと、ものごとの最後の方で勢いがよくなること」とのことです。

まさに掉尾の終盤戦としていこうではないか！

## 2・14 最終弁論公判へ 傍聴結集しよう！

— SQ 舎 —

### 掉尾の時期としての、 SQ運動を盛り上げていこう！

塩見裁判の現況は、次回二月十四日の第十二回公判の最終弁論を残すのみとなつております。いよいよラストスマートがかけられねばなりません。最終弁論が終れば、判決は本年五月か六月にも下されることが予想されます。

判決内容については樂觀は出来ませんが、原審破棄をかちることは、私達の基本目標であり、また可能なことといえます。絶対実現あるのみです。

読者・友人の皆さん！二月十四日の最終弁論公判への、傍聴結集を訴えます。（SQ）

——編集部より——

本号は、越年・越冬特別企画として、昨年暮れに執筆された塩見氏の「マルクス主義と

### マルクス主義と 自然科学について

塩見 孝也

自然科学についておよび、本号付録掲載して「共謀共同正犯論批判」（編集部編）を紹介させていただきます。

なお、塩見氏は、これとは別に『「自然・断章』という論文を著されており、これも近く公開の予定の由。乞御期待！

塩見氏には、この他にも未公表の著作群があるります。今年はSQ運動の一環としてこれらの発刊の課題にも取組んでゆこう！

初雪や初氷が張り、だんだん冬が近づいています。私はほんとうに秋から冬、冬の只中が好きになつてきています。冬は厳しいからふやけた生き方はできず、懸命になるし、そこには人間の生き様の真実がみうけられるからかもしれません。

現代資本主義文化は四季にめぐまれた日本の自然をある程度克服したかのようであり、そこには人間の生活の快適さと同時に人間が好きになつてきています。冬は厳しいからふやけた生き方はできず、懸命になるし、そこには人間の生き様の真実がみうけられるからかもしれません。

本来原始的に所有するたくましさ、荒々しさ、厳しさ、難関に連帶する共同性等が失なわれてしまい、ふやけきった頽廃がみうけられ、それが人民の中にすらい加減さや馴れあい、種々な政治的文化的混乱や頽廃、無気力さを

生みだしているわけですが、冬の厳しさは四季の中で一番この文化の呪縛力から逸れさせ、人間の自然性を回復させてくれるからかも知れません。

(一)

◎ 昨年ぐらいからずっと私達は思想史研究を続ける中で、結局、思想とは人間存在全体についての認識であり、それは、(2) 自然と人間の関係、(3) 人間と人間の関係、についての認識であり、その認識の土台は(4)ではなく(5)であることを確認しました。自然と人間の関係は、自然と人間が物質代謝しあい、質料を交換しあうことであり、この物質代謝の力をマルクス主義では生産力（生産手段と労働力）とも概念づけるわけですが、この生産力のなかに自然の法則を分析し、人間生活に役立てる（自然）科学も含まれるわけです。

(2)は人間の自然的側面を、(3)は人間の社会的側面を表現し、(4)(5)は相互に影響しあうわけですね。とはいっても土台は自然と人間の関係、自然的側面、生産力側面であるわけです。だから、ここ、自然と人間の関係のリズムがくるつておればいくら社会的関係のみをなおすとしてもなおせるわけがないのです。この自然と人間の関係を決定するのはその歴代

の階級社会に応じた生産力です。そして、それに照応する、その中の核心、脳髄がなんらかの自然認識、宇宙認識、あるいは物質認識なわけです。あるいはそれにもとづく技術論なわけです。この自然－宇宙－物質認識と照応しつつ生産手段（労働手段と労働対象）が決つてくるからです。また、この生産手段と結合する労働力（つまり人間）も決つてくるわけです。この自然－宇宙－物質認識は自然に対する人間の働きかけ（適応する）、つまり、「労働＋欲望＋生殖＋協働」等で構成される人間の生命現象＝生命活動によつて決つてくるわけです。この生命現象が複雑で高度になるにつれて、内側には人体が変化し、脳が発達し、言語機能が生じ発達し、外側では社会的な人間関係が生れてくるわけです。これが発達し、言語機能が生じ発達し、外側では社会的な人間関係が生れてくるわけです。この自然に適応する生命現象の中に労働とか生殖とか新たな欲望の実現追求とかがあるわけで、これを狭くるしい「労働」のみに限定してゆくと——あくまで労働が主ではあるが——マルクス主義が矮小になります。この最初の認識は原始時代や古代奴隸制時代では呪術師・祭司者の呪術（アミニズムやシャーマニズム、トーテミズム）だったわけです。日本ではこれを古代奴隸制社会で天皇家が独占し、人民の神話や呪術を支配者のものに奪いとり再編成するわけですが、これが日本の自然と人間の関係を原始的に表現する志向をもつた「神道」となるのです。しかし、原始から初期古代の呪術は、更なる生産力の発展と血縁

商業が発展し、生産力が発展し、人間認識が深まる中でルネサンスのような反宗教的人間主義や科学主義が発展し、資本主義的生産が封建社会の中で芽生え発展するなかで、科学は一段と宗教から独立するようになるわけです。しかし、ニュートンがそうであつたように神（学）から完全には解放されていざ、「自然や宇宙は神の一撃によつて生れた」（「プリンシピヤ」）といった具合で、まだ宗教から自由でないのです。

ブルジョア科学者には唯物論者、無神論者も多いのですが——ダーウィンはもつとшибアにキリスト教の創世論と闘つた——宗教信

奉者や観念論者も多いのですから、科学が宗教から自立したと大まかにいえるのは資本主義社会からですが、本物の自然科学は唯物弁証法の世界觀を土台にしてしか生れないもので、科学の出立の歴史はこれくらいにし、何はともあれ、生産力の核心、心臓は（自然）科学なこと、このことをここでは確認しておいてほしいわけです。

## (二)

ところで、自然科学は科学だからといって超階級的、超歴史的かといえば、言語にだって歴史性、階級性があるように、自然科学も歴代の階級社会の階級性に規定され、奴隸制社会では奴隸主の、封建社会では封建武士階級の、資本主義社会では資本家階級の自然科学であり、階級性がありそれが歴史的に変化してきているのです。資本主義社会の自然科学は資本主義自然科学として、資本家が利潤追求をプロレタリア人民を踏みつけ、資本家が利潤追求第一に奉仕します。

④ プロレタリア人民の抑圧、搾取、支配等諸犠牲は意に介さない（が大多数を構成する）に対してこの役立てんとするが逆に（を壊すことになる）

⑤ そればかりか、公害や国土自然の破壊、生態系の破壊のごとく人類が生れたその故郷、

と確信する。

自然のふところの中にあるながら、従つて自然に育しまれながらそれを対象化している人間は物質と宇宙と自然の本質を反映している点で、この母胎の中では労働が人間生命の発現として湧き出し、人ととの社会的関係の諸矛盾は決して敵対的にならず眞実を愛し、秀れた品性をもち、秀れた美的感性をもつ人間になるでしょうし、であるならば、現在のように革命党が支配党、権力党になつたり、指導者が支配者になつたり官僚階級になつたり、搾取・抑圧・支配が起つたり、分業が固定化されたり、性的抑圧や少数民族の抑圧や他民族支配、軍事大国的霸權主義などは克服され、人民の利益第一、人民権の民主主義や自由の関係、生産における自主的、コンミニシング的性格も生れてくるはずです。この可能的条件は科学と生産力が人間（人民）と自然を大事にする思想を基本原則とするからです。人間的自然性が正しい科学と社会関係の中で開花していくことです。

ブルジョア自然科学は巨大な、驚異的生産力をつくりだしたが、その反面、階級抑圧を前提にしつつ、人間の差別、不平等、不自由を拡大し、自然と人間を破壊し、人間の情緒を不安定にして人心と文化を頽廢させ、人類と地球の破滅の危機をつくりだしたわけであり、利潤追求の弱肉強食の科学が人民だけではなく人類全体、地球まで自滅させるほどに至つてゐるわけです。

## (三)

現在の「社会主義」（後進社会主義、なかでもその最悪なのが社会帝国主義で霸權主義をやるソ連）が多くの問題を抱え、ソ連の場合は米帝に対して対抗的軍事力をつくり、軍事経済化をやり、利潤率第一主義、工業第一主義で自然を破壊し、農業を停滞させているなど、資本主義工業文明とさほど変り映えしない問題があり、決定的なのは霸權主義をやり勢力団をつくり、他国を「衛星国」化し、支配したり侵略したりすることをやつています。中国も毛沢東死後の「四つの近代化」に性急なあまりブルジョア工業技術や文明を無批判に吸収したりすることをやつています。中国も毛沢東死後の「四つの近代化」にはこの行きすぎを改め、人民や自然を大事にする問題意識をもちはじめ、物質文明において秀れるだけでなく、社会主義精神文明においても秀ることを主張し、「社会主義、ブルタリアート独裁、党、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想」の「四つの原則」を守つてゐる。また、階級闘争を拡大化する考えは批判するが階級闘争の消滅を主張する右派自由化主義者は闘つてゐます。（現在の中国について「赫旗派」は「第八回大会への回帰、唯生産力主義」とレッテルを貼つてゐるが、確かにそういう傾向はあるけれども、生産力の上昇を重視しつつも人民の利益や自然破壊に無頓着であるわけではない。「赫旗

派」は中国プロ文革の誤りを林彪と四人組のせいにし、主觀的超精神主義、生産関係第一主義の「継続革命論」に固執し、生産力を正しく发展させる問題の重要性を理解していく。「社会主義自然科学の正しさ」を際立たせ得ません）このことが社会主義の信用を失速させ、「社会主義自然科学の正しさ」を際立たせ得ます。私はこの事態はソ連共生しうるような科学でなければならぬと考えます。別に、資本主義のために、また、他の資本と弱肉強食戦を演じるために、人民は主導権をもつて、自然と人間の共生が可能となり、人間はますます自然的（原生的）で同時に対象化された人間として科学的、意識的生存となり、このようななかで培れる人間の「自然主義、合理主義、人間主義」（マルクス主義、共産主義文化が花開くことを固く信ずるもの）です。だから資本主義自然科学と社会主義自然科学をいつしょくたにし、どちらも否定してしまう論に反対する。社会主義自然科学は資本主義自然科学の利潤第一、人民と自然と人類無視を批判し、否定し、人民の利益を第一とし、自然を大事にして自然と人間が共生しうるような科学でなければならぬと考えます。別に、資本主義のために、また、階級社会から繼承した分業に伴う二大差異や男女の差別的関係や民族相互の差別的関係も克服され、能力主義の不平等は克服され、人々は優しく、かつ、厳しく、愛情に満ちた、また、極めて賢明な素晴らしい「全面的に発達した」（マルクス）人間になつていくでしょう。そこに、一人の全面的発達が類の全面的発達の条件となるような自由が花開くもの

抑圧や自然破壊、類破壊をやるような機能や速度を、または量、を重んじるような対応をする必要はない。そして、このような科学と生産力の発展（資本主義生産力と科学の批判と改造）は唯一人民に依拠し、資本主義と闘争し、社会主義革命と社会主義建設を推進していくなかでのみ、また、そのなかで論争、論究し、研究するなかで可能性が成長してゆくと思う。

人民が主人公となる社会主義・共産主義社会では物質の法則はますます解説され、物質論と一体の時空論、有無論、連續と非連續、階級性等も含めて、宇宙と自然と人間も解明され、それが人民の利益第一、自然の尊重と擁護のもとでの自然と人間の共生が可能となり、人間はますます自然的（原生的）で同時に対象化された人間として科学的、意識的存在となり、このようななかで培れる人間の「自然主義、合理主義、人間主義」（マルクス主義、共産主義文化が花開くことを固く信ずるもの）です。だから資本主義自然科学と社会主義自然科学をいつしょくたにし、どちらも否定してしまう論に反対する。社会主義自然科学は資本主義自然科学の利潤第一、人民と自然と人類無視を批判し、否定し、人民の利益を第一とし、自然を大事にして自然と人間が共生しうるような科学でなければならぬと考えます。別に、資本主義のために、また、他の資本と弱肉強食戦を演じるために、人民は主導権をもつて、自然と人間の共生が可能となり、人間は優しく、かつ、厳しく、愛情に満ちた、また、極めて賢明な素晴らしい「全面的に発達した」（マルクス）人間になつていくでしょう。そこに、一人の全面的発達が類の全面的発達の条件となるような自由が花開くもの

また、その自然の中の自然の人間性をブルジョア自然科学の思想の悪しき面を払拭できず、（資本主義の如き利潤第一主義の偏向に最大のメントがあるわけではないが）物質や宇宙や自然の本性に立脚して、自然と人間を共生させていく形で科学が機能しきれず、正しい社会主義生産力が認識でききれず、自然と人間の共生の面で巧くゆききれない点に、また、このような文化をつくりきれないところにあるということである。これはマルクス主義における物質論や宇宙論、自然論の貧困、「哲学の貧困」だと思うし、マルクス主義がまだブルジョア哲学や科学や諸文化を克服しきれない反映と考えます。

（一九八二年九月 小菅にて）

## ◆表紙のことば

羽原起興

▼今度（7号）のカラー表紙は、新作としてなかなかステキですね。

私の絵は原画で見るのは良いのですが、こうして印刷するとハーフカラーが失せてしまい、青の色が黒ずんで少し暗い感じがするのですが、いかがでしょうか。原画で線描をハッキリさせて、ハーフカラーを使わないのが印刷の出来栄えも、もっと良いと思うのですが、私の描き方ではハーフの使用にポイントがあるものですから、やはり使ってしまい

ます。うまく刷り上げるというのはむずかしいと思っていますが、これだけ出来上がっていいと思います。

いろいろ勉強にもなっています。

塩見さんは、風景やSLの絵を気に入って下さっていますが……。

▼ここ（東拘）では、画用紙や絵の具の使用が、全くおかしなことに許されないので、手元の限られた筆記具と用紙を使って描くしかありません。そのため充分に満足のいく作品が創作できないのですが、こうしたことでも闘う仲間の皆さん方のお役に立てればと闘志をこめて精一杯描いています。

▼ただ、私の方も自己の刑事裁判や対監獄闘争（民事・行政・刑事等）で獄中共同訴訟も含めて10件余りを闘い続けている情況です。

その方の闘争資金も不足し、外の支援者も少なく、月々わずかなカンパで通信連絡費や訴訟事務費もおぼつかなく青息吐息の実情です。闘いも意外と資金がかかります。先立つものは軍資金。獄中の身には、孤立無援の身には、つらいところもあります。

闘志は、闘魂は人一倍なのですが……。

「風雪」誌上をおかりしまして、塩見さんのデッチ上げと共に、私の方も証拠調べに入り、心をひきしめて闘つていくつもりです。

で、多くの心ある方々に支援カンパをおねが

いするし下さい。

共に検察のデッチ上げに粉碎のために前進しましょう。

東拘在監

## 獄中歌

塩見 孝也

陽溜りに、我酔い痢れば、十三年も  
何ものかわ、と獄を愈しむ

陽はさして、蒼空澄みし、地は湿めり  
黄葉味わい、我生きにぞ嬉し

二・三日、寒くはなれど、空は澄み  
地は湿めりけり、我元気充つ

毎年も陽溜りの頃、我元気  
天地の精氣、我に充つれば  
歳月は、人を待たず、と思えるも

陽溜りあれば、十三年も何者かわ  
持つ者を、皆有罪に出来る公然たる思想  
弾圧法に他ならないものです。

『治安維持法』があります。これは単的に言が真実であろうがデッチ上げであろうが、その際には問題ですらなく——その組織の『共同意志』として、あるいは『指導部の指示』として、中軸・中枢を逮捕することも充分可能とするわけです。

この様な内容を持つ法は、戦前においては『治安維持法』がります。これは単的に言いますと、天皇制と私有財産制に反対する思想を持つ者を、皆有罪に出来る公然たる思想弾圧法に他ならないものです。

また『治安維持法』に替り得る戦後の『破防法』も同様の内実を持つものとして、改変繼承される中、『公共の福祉を犯す』思想を持つ者を罰するとして現在、存在しているのです。

そして、「共謀共同正犯論」は、これらとは同じでないにしても、組織・団体の構成員や、資本主義の私有財産制を侵すと判断される場合、その一行為を組織・団体全体の責任とされ、指導的な立場にある者を有罪に処すとか出来的構造を持っている点で、本質的には前記の二法と同じく思想・組織を裁く法理（規）といえるのです。

この点で、「共謀共同正犯論」は、天皇制ならば、すべての政治のグループの党派・政党の中枢部への弾圧は容易になるということがあります。

この様な法規が、治安弾圧面に適用されるならば、すべての政治のグループの党派・政党の中枢部への弾圧は容易になるということがあります。また、現行憲法の基本精神からみた場合でも、『思想・信条の自由』や『集会・結社の自由』あるいは『表現の自由』といった基本



## はじめに

塩見公判を支持して下さる会員の皆様！  
関心を持られ、見守つて下さる心ある労働者人民の皆様！

私たち、八回公判までに（5／12～12／13）検察側と原審における塩見有罪論に対しても、証人を中心としたアリバイ立証やネツ造性について果敢に闘つてきました。

そこで今回は、淀号公判闘争の方針につき、検察側の依つて立つ「共謀共同正犯論」を、その法曹上の見地からしても、反動性・反人民性があることを述べてみたいと思います。

なぜこの様な見地を開拓するのかといふのですが、「共謀」もせぬままの塩見氏は、淀号ハイジャックの半月前に逮捕されているという事実があるにもかかわらず、共謀共同正犯者として原審で18年の極刑を受けていることです。

こういうことが平氣で行なわれるのは、「共謀共同正犯論」とそれを利用する権力者による法の詐術があるからです。

また、この詐術は一朝一夕に成ったもので

## 資料 資治安維持法的予防弾圧の悪法性を訴える

はなく、戦前・戦後を通じた判例に基づく法理論の解釈で巧妙に駆使し裏付けられているからです。

それ故、私たちは、それを詐術として暴き抜発するには、この法理論の特質とその運用を研究し、打破に向けた立場と方法を切り拓いていかなくてはならないと考えるからです。

### どうにでもなる

#### 共謀共同正犯論

「共謀共同正犯論」は、一般に、集団犯罪の長や黒幕を罰するものと称されているものです。最初は知能犯の摘発の為に用いられたと言られています。

そして以降、その論から導き出される内容の要は、実行行為に参加しなくとも『主謀』したり、強力に『示唆』した場合、実行共同正犯と同様に『正犯』とする点になります。

この様な法規が、治安弾圧面に適用される

ならば、すべての政治のグループの党派・政党の中枢部への弾圧は容易になるということです。

まず一人あるいは何人かの実行行為者を

的な人権の理念・思想に違反するものに他ならないものです。そして、「共謀共同正犯論」を法規として裏付けているものに、「共同意志主体説」や「目的行為支配説」とか称されるものがあるわけですが、いすれにせよ、近代刑法の原則である「実行行為者を裁く」(罪刑法定主義)といふことからは大きく逸脱したものであります。それ故、この論については多くの反対論もあるわけです。

例えば法解釈的には刑法60条の「共同して、犯罪を実行した者は」についての対立ですが、「共同シテ：：実行した」にアクセントを置くということで、共謀共同正犯論を補強し、権力のナスママになつてゐるのです。

しかし、これは明らかに間違いであります。なぜなら、犯罪を実行シタ者に対する罰則規定が刑法の原則であるからです。何人も法を定めるところ以外に罰せられることはないという憲法の定めに違反するものなのです。

しかもまた、この共謀共同正犯論には「離脱」や「脱落」ということに対しても厳しく、とにかく、「犯罪」の「既遂」という場合には、一切が「中止犯」ということはされず「正犯」者とされるということです。「離脱」や「脱落」ということだけでは、無罪にならないことが強調されています。

例えれば、(A)という先行者が、なんらかの理由で「離脱」し、その結果、別の(B)という人物が引き継いで実行した場合、(A)(B)ともに、「共謀共同正犯」とされると言つた風になり、

三〇年代の共産党員の大森銀行襲撃事件に対する組織中枢はもちろん、全く見張りにすら加わっていない人物にまで適用され、共産党壊滅の決定打となつたこと。戦後では練馬事件にも適用され、左翼の闘いに貫徹されたといつた。白鳥警部射殺事件においては日本共産党札幌市委員長村上国治氏の管轄下で起つたという理由で実行行為もなく、その裏付けもないのに殺人罪が適用された。村上氏は果敢に法廷闘争を闘うも、結局網走刑務所に一八年も投獄された。実行行為者は全て中国に亡命し、それゆえ権力側の報復感情が「仲間の仇討ち」意識も加わり、在日の、その上層部に位置した村上に集中したものである。村上氏は一九七〇年はじめに出獄したが、他方、事件から二〇年近くたつてこの三年ほど前から実行行為者が帰還しはじめ、真相が明らかになりつつある。

この白鳥事件は、淀号事件・塩見公判と、殺人という点では違うものの、実行行為者が国外亡命した点など類似点多い。

列車転覆・住民多数死亡、致傷の三鷹事件では多数の共産党員が共謀共同正犯で起訴され、死刑攻撃を受けたが、二審では、闘争の結果、実行行為者と「認定」された竹内景助のみが最後まで保釈もされず、死刑囚とされた。彼は投獄されて一五年目に脳腫瘍で獄死する。しかし、松川、下山事件とともに米

の行動を合わせれば、一連の行動になるようになります。『継承的共謀共同正犯』などと明示されたりするのです。

塩見氏の場合でも、検察側のこういう規定による様に執拗に工作し「共謀共同正犯」の典型となるものとしています。

この点、「破防法」39条の『予備』『陰謀』とか40条の『教唆』『煽動』と同じ性質故、破防法における乱用の戒しめの規定と同じくこの共謀共同正犯(論)にでも、『共謀』の具体的な態様が厳密にされねばならないと戒しがあるはずなのです。が、しかし、といったとしても、現実にある事に大問題があります。

それは、「破防法」などは思想そのものを、行為なくして公然と弾圧出来るのに對して、共謀共同正犯論では、一つの行動を巡つて、その思想上の同一性を介して一つなり、共同意志とか目的行為支配とかに於いて一思想的・組織的弾圧がなされることです。

視点を換えますと、まず「破防法」は、治安弾圧面において、その発動は、政府一公安委員会の下、歴史的画期性をもつて、大き

帝国主義が人民の闘いの盛りあがりを弾圧すべく謀略的挑発行為を仕組んだといわれており、戦後革命の動乱期であり、十分考えられることである。

六八年一〇・二一、新宿にて新左翼各派が集結し騒乱状態が生まれたのに對して騒乱罪が適用された。当時、新宿には自然発生的に各派が集まつたのであり、各派指導部が意識的に連携して騒乱を惹起させたのではなく、集まつた大衆の自然発生的行為が爆発したのである。ところがこれを権力側は各派(中核派、M-L派、第四インターなど)指導部の「共謀共同正犯」として有罪にしたわけである。現在二審でも共謀のゆるやかさが認定され、減刑されたものの、やはり「共謀共同正犯」とされ、有罪とされた。この例は、塩見氏などの件での時間の過去性に對してどの程度共謀理論が遡及的に拡張できるか、に對応する横への拡張の典型例である。

七〇年代初めの革マルとの党派闘争における解放派の中大事件や日大全共闘つぶしのために石が投げ落とされ警官が死亡した事件では、一審では無罪とされながら、その石が投げ落とされた同一建物に居たとかの理由で共謀が成立したとされ、逆転有罪がなされてい

る。

最近では竹本信弘氏が自衛官殺害事件で菊井某と検察側の全くのフレームアップによつて、氏が「バルチザン戦争論」等を展開し、菊井らに影響力があつたとか(?)の状況証

二人の行動を合わせれば、一連の行動になるようになります。『継承的共謀共同正犯』などと明示されたりするのです。

塩見氏の場合でも、検察側のこういう規定による様に執拗に工作し「共謀共同正犯」の典型となるものとしています。

この点、「破防法」39条の『予備』『陰謀』とか40条の『教唆』『煽動』と同じ性質故、破防法における乱用の戒しめの規定と同じくこの共謀共同正犯(論)にでも、『共謀』の具体的な態様が厳密にされねばならないと戒しがあるはずなのです。が、しかし、といったとしても、現実にある事に大問題があります。

それは、「破防法」などは思想そのものを、行為なくして公然と弾圧出来るのに對して、共謀共同正犯論では、一つの行動を巡つて、その思想上の同一性を介して一つなり、共同意志とか目的行為支配とかに於いて一思想的・組織的弾圧がなされることです。

視点を換えますと、まず「破防法」は、治安弾圧面において、その発動は、政府一公安委員会の下、歴史的画期性をもつて、大き

な階級闘争の激突点や転換点がなされるのであり、その適用では、労働者・人民の抵抗も強い中で發動されるわけで、それ自体が大きな政治闘争であります。

対して共謀共同正犯論は、破防法と違つて大きく目立つことなく、警察一検察行政当局の行政上の能力を拡大して、隠然と秘密裡に、小まわりをきかせて、適用するのであります。実際に、「破防法」では、戦後、右翼の三無事件を除けば、70年安保をめぐる闘争時に於ける三件のみであり、適用上大味すぎる面もあり、70年以降の沢山の乱立する小グループ・党派や大衆闘争組織などを弾圧するにはこの共謀共同正犯論の方が實際に有効だったのです。

共謀共同正犯論を歴史的にみていくと数々の典型例があります。

戦前の30年代、共産党員による大森銀行襲撃事件といわれるものに對しての弾圧は、組織中枢は勿論のこと、見張りすらにも加わつていなかつた人物にまで適用され、共産党壊滅の決定打となつた件。

戦後では、練馬事件というのがあり、それにも適用され、全般として左翼の闘いに貫徹されていきました。

白鳥警部射殺事件においては、日本共産党中央委員長・村上国治氏管轄下に起つたという理由で、実行行為もなく、その裏付けもないまま、殺人罪が適用されました。

ろ、半月前から逮捕され警視庁地下室に留置、取調べられていた人物が淀号事件を最高指揮したとするのであるから、これは幾ら拡張解釈可能で伸縮自在の「共謀共同正犯論」といっても白眉であり、検察側にとつても可能な限りの論拠のでつちあげ、こじつけが必要とされる。そういう意図の下に前項で説明した「共謀共同正犯」の特質が淀号事件と塩見氏との拘わりあいにおいて、要所要所を強引にでつちあげつつ、はめこんでゆかれているのである。これを我々は粉碎し、塩見氏を解放し、「共謀共同正犯」の拡張性を大きく限定してゆかねばならない。検察側が勝利すれば「共謀共同正犯論」はこの一件をもつてさらに伸縮性を拡大し、トップ、ステップにつぐジャンプの領域に入るわけであり、画期的となる。我々がこれを阻止しえるならば「共謀共同正犯論」の神通力は決定的に滅殺されるのである。

検察側は以下の組立てで論陣をはる。

第一、いくら組織的一致とか「共同意志」と「目的的一致」とかいつても事実関係なくしては説得力をもたないため、塩見氏が逮捕される直前の二～三日間に北部朝鮮へのハイジャックの決定的謀議がなされたことを何がなんでもでつちあげねばならないこと。かつ、謀議にとどまらず、あらかたの準備もなされ、塩見氏もその実行行為に参画していたことを捏造せねばならぬこと。その裏付けとして、塩見氏が逮捕時に所持していたノートを最大

限でつちあげ的に悪解釈すること。かくて、三月一二日から一四日の三日間、とりわけ、三月一三日の夜八時から一〇時の駒込「白鳥」での四人会議がでつちあげられた。

第二、塩見氏逮捕後、組織上、政治思想上の質的断絶、差異の発生の下で北部朝鮮HJが田宮氏ら獄外部分の臨時指導下で、別の意図をもつて初めて決定され、準備・着手されたといふこと、及び、三・一五塩見氏逮捕以前と圧倒的に相異なるその内容の迫真性、凝集性等を一切無視し、三・一五以降の半月の間は、塩見逮捕という決定的な流動要因も関係なく、重要決定と基本準備が既になされた後の単純、平坦な実行待機過程のごとく演出し、塩見氏逮捕の意義と三・一五以降の過程を無視し、三・一五以前の塩見氏の行動に集中すること。

第三に、前二点の主張の弱さを補強する決定打として、塩見氏が當時赤軍派議長であつたことを徹底的に強調し、塩見像を徹底して過大評価した「元兇」「首かい」の黒幕イメージをつくりあげ、他方で、田宮、高原、小西氏らに関しては、彼らが塩見氏と対等な人々で能力、経験、も同等で、影響力も同等である同僚であるのに、また、組織運営も集団的、民主的に行なわれていたのに、彼らを塩見の部下に位置づけ、過小評価して印象づけ、もつて塩見「首かい」田宮、高原「単なる実行用員」の図式をつくつてはめこもうとすること。実際には田宮、高原氏らの指導能力に

しては北朝鮮HJはありえなかつた」などの論に対しても、塩見、田宮、高原各氏の同僚關係や影響力、経験の同等性、小西氏の政治思想的有能性等指導者として他の三人が塩見氏に劣つていなし、時には塩見氏以上であったこと。国際根拠地路線が塩見氏の独創でなく、第二次ブントの継承であり、また、集団的労作であり、塩見氏が一頭地を抜く存在で黒幕的存在とする過大評価論、田宮・高原・小西氏ら過小評価論を打破つてきたこと。

第四、塩見氏在世下で国際根拠地路線が決定され、調査活動が一定行なわれてはいるが、共謀がない以上全く無罪であるのは当然とするが、検察は、この準備のそのままで準備のようなものもつて、塩見逮捕以前に「あらかた、九割方準備され」しかもそれは一月初めから長期にわたつて周倒に準備されたといふ論を展開する、これに對して三・一五以前と以後を振りに比較すれば三対九七くらいの比率で以前に下準備はないこと。国際根拠地路線それ自体が再検討の対象で、路線論争があつたこと等明瞭にしていった。

第五、ハイジャック闘争が人民を盾にして目的を達する反人民的戦術思想、自國の人民に立脚せず、他國の人民に戦争責任を不問にしたまま頼ろうとする間違つた思想をもつていたこと、実際は国際逃亡的だつたことなどふまえて自己批判し、検察の無反省論を反批

もその根拠付けのために龐大なフレームアップをやつしたことである。そうである以上、まず第一に、事実関係において共同謀議が行なわれておらず、北部朝鮮へのHJは決定されておらず、三月一二日から一四日にかけての北部朝鮮へのHJの共同謀議の存在が完全なるでつちあげであることを立証し、また、HJ用員の「面接」とか飛行場調査の指示とを、武器の準備とかが全くデマか塩見氏とは無関係であること、ノートのこじつけは許されず証拠能力はないこと等々を全力で立証することに最大の力を集中してきた。共謀不在のアリバイ関係や「面接」の内容の違いや人数の問題、ノートの説明等で検察と原審の論拠を打破つてきた。この点で前田証人をはじめ多くの証人は有効な証言を行なつてきた。

第二、塩見氏逮捕以前の共謀不在の補強として、これまで三・一五以降に関連する「共犯者」の存在のゆえに意識的に伏せ（これは塩見氏に大きな不利をもたらした）てきた問題について、「共犯者」のすべてが出獄した条件をふまえ、出せる範囲で、北部朝鮮へのHJが塩見氏逮捕以降に決定、準備され、しかも、塩見氏逮捕をもつて質的に断絶した過程としての別の指導体制、指導路線のもとでなされたことを立証し、三・一五以前と以降では質的差異があつたことを強調してきたこと。

第三、塩見「元兇」「首かい」「田宮・高原・小西は單なる実行用員」「塩見の存在なく

おいてHJがなされたのであるが、「塩見なくしてHJはありえなかつた」と逆転させる。あるいは、当時の国際根拠地路線は実際にはブント七回大会の忠実な繼承であり、塩見氏の獨創とはいえないし、既に国際根拠地論は実質的に破綻していたにもかかわらず、権力側は、塩見氏が国際根拠地路線の独創的提起者であり、かつ、塩見氏が「田宮・高原ら他の政治局員を圧倒する」「実権者」であるのかごとく捏造し、半月前に逮捕されても、その神通力でHJが成功した、といった非科学的な主張を展開する。「死せる孔明、生ける司馬仲達を走らす」の三国史挿話の反動的ムード演出である。

第四、塩見氏逮捕直前の謀議とそれ以前の一日から三月の間にも国際根拠地路線を理由に「長期にわたつて用意し、周倒に北朝鮮ハイジャックを準備した」と極力強調して「共謀共同正犯」の裏付けにしようとする。

### (三)

以上の「共謀共同正犯論」の特質と、それをあてはめようとする検察側の手口、方針を分析した上で、我々はいかに闘わねばならないか、闘ってきたかを明瞭にしよう。

検察側の最大の弱点は、赤軍派と塩見氏に

報復し、組織絶滅と見せしめをやるために、

むちやくちやに無理な半月前の「共謀」なる

ありもしないものをでつちあげ、共謀理論の

過去への最大限の拡大を強行したこと。しか

判しつつ、このハイジャック・塩見起訴、有罪化攻撃が当時の赤軍派と塩見氏へのでつちあげによる無法な階級的報復であつたことを明らかにしていく。

以上のような方針でのぞんでいつた「共謀」をあてはめようとする検察側の手口、方針を明瞭にしていく。

共同正犯論のまやかし性をしつかりふまえつつ予防弾圧をはねかえし、塩見氏無罪奪還のために奮闘しよう！

### 〔八号の訂正〕

・六頁・一段目・二十行目の「侵出」は「進出」の間違いです。

・七頁・四段目・後から三行目「しかし、ハイジャックの作戦計画は全く決定されていませんでした」と改めて下さい。

・八頁・二段目・後から二行目「かつて我が連帶した『北で生れ南で死ぬ』」：傍点部分を挿入して下さい。

SQ会計状況(82年9月～83年1月)	
[くり越し]	52,130
[収入]	223,000
	9,200
	46,760
[支出]	
会 論	488,090
費 代	102,000
小 印	129,900
獄 中	6,000
弁護費用	150,000
事務局運営	33,350
小 計	421,250
[差し引き現在高]	66,840

竹本 信弘(浦和拘置所在監)

こんにちは、竹本です。先日は「梁山泊の主」とでも言うべき貴兄よりお便りをいただき感激いたしました。

実は浦和に来て早々に差入れていただいた救援センターの新聞に貴兄の名前を見つけました。一瞬「アレッ?!」と思いました。見出しが「子どもとの面会、制限緩和」とあり、これだけではなんのことやら解せなかつたからです。すぐに監獄法で調べると、なるほど14歳未満はダメと書いてありました。

(昔聞いた話では双児だつたと思うのだけど、記憶ちがいかな?)ことは知つてましたが、息子さんなんですね。そしておそらくは胎児かゼロ歳の段階で離れ離れになられたわけですね。昔の舟木一夫の歌の一部に「……ぼくら、離れ離れになろうとも……」(高校三年生)といふのがあります。高校三年生ともなればこうも言えるのでしょうか、貴兄たち親子の場合

こんなにちは、竹本です。先日は「梁山泊の主」とでも言うべき貴兄よりお便りをいただき感激いたしました。

実は浦和に来て早々に差入れていただいた救援センターの新聞に貴兄の名前を見つけました。一瞬「アレッ?!」と思いました。見出しが「子どもとの面会、制限緩和」とあり、これだけではなんのことやら解せなかつたからです。すぐ監獄法で調べると、なるほど14歳未満はダメと書いてありました。

(昔聞いた話では双児だつたと思うのだけど、記憶ちがいかな?)

それも元はと言えば、貴兄が13年間もブチコマレついて、一步も外に出れないからです。出されさえすれば、息子と一緒に「面会」は毎朝毎晩一日中だつてできます。

自体、実に腹立たしいことです。でも元はと言えば、貴兄が13年間もブチコマレついて、一步も外に出れないからです。出されさえすれば、息子と一緒に「面会」は毎朝毎晩一日中だつてできます。

飯も風呂もなんだつてできます。

したがつて、今まで出れなかつたこと、保釈がダメだつたこと、今もアカンことのほうが、ずっとずつと腹立たしいです。獄中で腹立たしい奴ばかり(結局全員でしょ)

うが)集めて、ハラハラ大会でもやりたいところです。

ぼくは10年余り逃げておりまして、その間に実際にいろいろの勉強

と書きましたのも、貴兄のこと

を「一方的に」尊敬している人はたくさんいるし、「一方的に」気心を通わせている人もいくらだつたかつたからです。ただ、それが「合える」関係になるには、人それぞれの人生のいきさつやらなんやかやがあつて、寂しいかな、オイソレとはゆかない感じなんですね。それがぼくにはよくわかる感じがします。

ともかく、いろいろ励ましてくれてありがとう。これからもよろしくお願い致します。こりずに、あきらめずに、保釈請求やつけてくださいよ。

10/29 早朝 敬具 竹本 拝

塙見孝也様

P.S. 中の者もたいへんですが、外の人間も容易じやありません。奥様のご苦労は、貴兄に優るとも劣らないでしょう。勞り合つてガバッてください。ここでは「合える」こと間違ひないでしよう。

なにも戯作がダメで純文学がヨイのだとは思いません。ただ両者の間にはちがいがあつて、純文学のほうはちょっと近寄りがたい感じを与えるでしょ。そういうことが貴兄にはどうもあるように思いました。ぼくがこうして手紙を書いていて、やつぱり書きにくいなアと思うのですから、きっとこれが「当たりイ」です。赤軍派議長というのは、やせてても枯れても一国一城の主ということですからね。

谷口 悟(東京拘置所在監)

● ● ● 編集後記 ● ● ●

「前略、風雪」11月11日に受け取りました。ありがとうございます。公判の状況をあらためてつぶさに知ることができました。12年とひと口に言つても、その年月の重みは計りしれないものがあります。私のような者の12年と比較しようがないくらい尊いものです。その不屈の闘志と情熱を、この「風雪」ではつきりと感じることができます。今後いつそう努力して張って下さい。

私は方へ、ただ手紙を書くこと理解できればと思いつつまでぐらしか協力ができません。救援会の存在を知り、とても心強く思いました。不当な国家権力の圧に屈することなく闘つて欲しいと願っています。

私も塙見氏の生き方を少しでも書いて、やつぱり書きにくいなアと思うのですから、きっとこれが「当たりイ」こと間違ひないでしよう。

草々



は「オマエが親父か」「オマエが息子のオ」と認知していません。な、な、なんということをさらしてくるねん」と言いたくなりま

をさせていただきました。貴兄もそれはそれは勉強され、精神も練られたと思いますが、兄はその間

書いてくれましたし、「ロシアの平原」の比喩など実に的確なので、すこし時間が必要なようです。た

だ4人の弁護士の方はそれのみ

身にしみてわかるのには、いまホイホイしているその頃から、一

日も欠かさず独房暮らしですからねエ。ほんとうにその苦労、辛酸げる前から、つまりシャバに居て

ます。

とはいえた現実は「無理を通せば道理が引込む」の「無理」の方が法律になつています。万事がコレですから、なんともかんともシャクな話です。子どもとの面会についてかかる扱いを受けてきたこと

は、貴兄のおつしやる見取図、戦略にいまから全精力を注いでくださいません。深くお察し致します。されど、ほんとうにそのあとから、ぼ

十ペんでも何百ペんでも保釈を請求し、署名を集め、とにかくいつも外に出れないからです。出されさえすれば、息子と一緒に「面会」は毎朝毎晩一日中だつてできます。

飯も風呂もなんだつてできます。したがつて、今まで出れなかつたこと、保釈がダメだつたこと、今もアカンことのほうが、ずっとずっと腹立たしいです。獄中で腹立たしい奴ばかり(結局全員でしょ)

うが)集めて、ハラハラ大会でもやりたいところです。

ぼくは10年余り逃げておりまして、その間に実際にいろいろの勉強

になります。12月23日が初公判なので、そろそろ具体的な準備にかかります。兄はそれについて「まず大きく、フレームアップ粉碎の見取図をつくつて……」「大局の論理と核心点をバッサリおさえ……」

十ニ分に背けます。

ぼくはよくわかりませんが、何十ペんでも何百ペんでも保釈を請求し、署名を集め、とにかくいつも外に出してもらいたい、と心より願うものです。たんは外に出してもらいたい、と

いろいろ心配いただき、アドバイスなどしてもらつて恐縮しております。後者についてはまだ、未経験ゆえの不安がないと言えずになります。ぼくの裁判や獄中生活についていろいろ心配いただき、アドバイスなどしてもらつて恐縮しております。後者についてはまだ、未経験ゆえの不安がないと言えずになります。兄はそれについて「まず大きく、フレームアップ粉碎の見取図をつくつて……」「大局の論理と核心点をバッサリおさえ……」

十ニ分に背けます。

ぼくはよくわかりませんが、何十ペんでも何百ペんでも保釈を請求し、署名を集め、とにかくいつも外に出してもらいたい、と心より願うものです。たんは外に出してもらいたい、と

いろいろ心配いただき、アドバイスなどしてもらつて恐縮しております。後者についてはまだ、未経験ゆえの不安がないと言えずになります。兄はそれについて「まず大きく、フレームアップ粉碎の見取図をつくつて……」「大局の論理と核心点をバッサリおさえ……」

十ニ分に背けます。

ぼくはよくわかりませんが、何十ペんでも何百ペんでも保釈を請求し、署名を集め、とにかくいつも外に出してもらいたい、と心より願うものです。たんは外に出してもらいたい、と

いろいろ心配いただき、アドバイスなどしてもらつて恐縮しております。後者についてはまだ、未経験ゆえの不安がないと言えずになります。兄はそれについて「まず大きく、フレームアップ粉碎の見取図をつくつて……」「大局の論理と核心点をバッサリおさえ……」

十ニ分に背けます。

ぼくはよくわかりませんが、何十ペんでも何百ペんでも保釈を請求し、署名を集め、とにかくいつも外に出してもらいたい、と心より願うものです。たんは外に出してもらいたい、と

いろいろ心配いただき、アドバイスなどしてもらつて恐縮しております。後者についてはまだ、未経験ゆえの不安がないと言えずになります。兄はそれについて「まず大きく、フレームアップ粉碎の見取図をつくつて……」「大局の論理と核心点をバッサリおさえ……」

十ニ分に背けます。

ぼくはよくわかりませんが、何十ペんでも何百ペんでも保釈を請求し、署名を集め、とにかくいつも外に出してもらいたい、と心より願うものです。たんは外に出してもらいたい、と

いろいろ心配いただき、アドバイスなどしてもらつて恐縮しております。後者についてはまだ、未経験ゆえの不安がないと言えずになります。兄はそれについて「まず大きく、フレームアップ粉碎の見取図をつくつて……」「大局の論理と核心点をバッサリおさえ……」

十ニ分に背けます。

ぼくはよくわかりませんが、何十ペんでも何百ペんでも保釈を請求し、署名を集め、とにかくいつも外に出してもらいたい、と心より願うものです。たんは外に出してもらいたい、と

いろいろ心配いただき、アドバイスなどしてもらつて恐縮おります。後者についてはまだ、未経験ゆえの不安がないと言えずになります。兄はそれについて「まず大きく、フレームアップ粉碎の見取図をつくつて……」「大局の論理と核心点をバッサリおさえ……」

十ニ分に背けます。

ぼくはよくわかりませんが、何十ペんでも何百ペんでも保釈を請求し、署名を集め、とにかくいつも外に出してもらいたい、と心より願うものです。たんは外に出してもらいたい、と

いろいろ心

★塩見孝也氏へ激励の手紙を！  
東京都葛飾区小菅1の35の1のA

風雪No.9 1983年1月15日発行

発 行 塩見救援会  
〒134 東京都江戸川区東葛西5の39の13  
SQ舎

郵便振替 東京7-70588 (SQ舎)  
電 話 03-686-6758